

# 武蔵村山市教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策の大綱

## 武蔵村山市 第三次教育振興基本計画

令和4年度～令和8年度

概要版



令和4年3月

武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会

# 教育大綱

## ●● 教育大綱の位置付け

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、国の第3期教育振興基本計画を踏まえつつ、「武蔵村山市第五次長期総合計画」を基本とし、本市の実情に応じた、学校教育、生涯学習、スポーツ、学術及び文化の各分野の方針を取りまとめ、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

## ●● 基本理念

きずな ひら  
人と人との絆で 未来を拓く  
学び支え合うまち 武蔵村山

### 人と人との絆で

学校、家庭及び地域と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、児童・生徒の明るい未来を創造していきます。

### 未来を拓く

児童・生徒が様々な学びや経験・体験を通して、生きる力を育み、たくましく未来を切り拓き、力強く生きていくことを目指していきます。

### 学び支え合うまち 武蔵村山

誰もが生涯を通じて互いに学び合い、高め合える元気で活力あふれるまちになるような教育を目指していきます。

## ●● 基本方針

### 基本方針1 生きる力を育む教育の推進

家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

### 基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

### 基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備

教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

### 基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進

市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

### 基本方針5 教育財産の有効活用の推進

市が保有する財産を最大限活用するため、教育財産については様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

# 第三次教育振興基本計画

## 計画の位置付け

武蔵村山市第三次教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌するとともに、「東京都教育ビジョン（第4次）」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

また、本計画は、「武蔵村山市第五次長期総合計画」に示す本市の将来都市像「人と人の絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」を実現するための学校教育分野及び生涯学習分野における計画であり、本市の教育の方向性を定める教育大綱の視点に基づき、教育分野の目標を具現化する最上位計画に位置付けられます。

本市及び教育委員会は、本計画に基づき、計画的に主要施策、主要事業の実現に取り組みます。

さらに、本計画の推進に当たり、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール（国際目標）に留意して教育施策を推進します。

なお、本計画は、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じ見直しを行います。



## 教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を平成23年12月に制定しています。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
  - 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
  - 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与しようとする人間
  - 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間
- を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていきます。

## 今後5年間で取り組むべき基本施策

### 基本方針1 生きる力を育む教育の推進

自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう取り組みます。

また、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、情報化や国際化など、急速かつ激しく変化する社会に対応できる力を育む教育を推進します。

基本施策	具体的施策
(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 人権教育の推進 <b>重点</b>
	② 道徳教育の充実 <b>重点</b>
	③ 体験・鑑賞活動の充実
(2) 学力向上策の推進	④ 確かな学力の定着 <b>重点</b>
	⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥ 体力向上策の推進 <b>重点</b>
	⑦ 食育の充実
	⑧ 心と身体健康管理の充実
(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨ 安全教育の充実 <b>重点</b>
	⑩ GIGAスクール構想の推進 <b>重点</b>
	⑪ 国際理解教育の充実 <b>重点</b>
	⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
	⑬ キャリア教育の充実
(5) 個に応じた支援と指導の充実	⑭ 特別支援教育の充実 <b>重点</b>
	⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
	⑯ 学校における教育相談体制の整備
(6) 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	⑰ 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進

### 基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校教育が一層効果的に行われるようにするためには、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に本市の地域特性を生かして、連携・協働体制を強化する必要があります。

そのため、学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、コミュニティ・スクールなどによる開かれた学校づくりを推進するとともに、豊かな人間性を育てるため、学校を核に保護者や地域住民が連携した地域ぐるみの教育システムの構築を推進します。

また、学校・家庭及び地域が連携・協働を強化する中で、地域全体で児童・生徒を育てる仕組みを充実させ、社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校の活性化を図ります。

基本施策	具体的施策
(1) 開かれた学校づくりの推進	⑱ コミュニティ・スクールの充実 <b>重点</b>
	⑲ 学校公開等の実施
	⑳ 広報の充実
(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築	㉑ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進
	㉒ 家庭教育の支援 <b>重点</b>
	㉓ カリキュラム・マネジメントの推進
	㉔ 児童・生徒の安全確保 <b>重点</b>

## 基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を通じた系統的・継続的な指導を全校で行うとともに、地域の特色を生かしながら、各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進します。

義務教育9年間を通し、児童・生徒の「生きる力」を育む教育の質的向上を目指し、校内におけるOJTや各職層に応じた研修等の充実・強化を図り、教職員の質と指導力の向上を図るとともに、教員の負担軽減を図り、教員の職の魅力を高めることなど、教員の「働き方改革」の推進にも努めます。

また、学校評価等の実施により、教育活動や学校運営の成果を公表するとともに、評価結果をその後の学校運営の改善に結び付け、保護者及び地域などから信頼される学校づくりを進めます。

今後も、児童・生徒が安心して学び、生活できるよう、学校施設の整備・改修を進めるとともに、児童・生徒の学びを支える学習環境を確保するため、学習指導要領に対応した教育機器や機材など、教育環境の整備を推進します。

さらに、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させます。

一方、教育活動の効果を高めるための環境を整備するため、児童・生徒数の動向や地域の実情などを考慮しながら、学校規模の適正化を推進します。

その他、教職員の意識改革などを進めるため、国や東京都、市の指定を受けて行われる各校の校内研究を支援します。

基本施策	具体的施策
(1) 特色ある学校づくりの推進	㉕ 小中一貫教育・小中連携教育の推進 <b>重点</b>
	㉖ 一校一研究の推進
	㉗ 部活動等の充実
(2) 教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進	㉘ 教職員研修・研究の充実
	㉙ 授業改善の推進 <b>重点</b>
	㉚ 教員の「働き方改革」の推進 <b>重点</b>
(3) 学校経営力の充実	㉛ 人材育成の推進
	㉜ 学校評価の充実 <b>重点</b>
(4) 学校教育環境の充実	㉝ 学校施設・設備の整備 <b>重点</b>
	㉞ 教育機器・教材の整備
	㉟ 学校ICT環境の整備 <b>重点</b>
	㊱ 学校規模適正化の推進 <b>重点</b>
	㊲ 通学区域と中学校学校選択制の推進
	㊳ 学校給食の充実 <b>重点</b>
	㊴ (仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託 <b>重点</b>
	㊵ 経済的支援の実施

## 基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進

社会経済が成熟期に入り、平均寿命の伸長やワーク・ライフ・バランスの考え方の普及等もあり、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。

このような状況の中、本市では市民の価値観の変化や多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館（さくらホール）等の施設において、様々な学習機会の場を提供しています。

今後も、市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）をはじめとした生涯学習施設などの充実や活用の啓発、学習相談の充実を図り、生きがい・ふれあいを育む生涯学習を推進します。

また、市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

さらに、市民の大切な財産として文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上と地域の伝統的な文化を子供たちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

基本施策	具体的施策
(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	④1 生涯学習の推進 <b>重点</b>
	④2 生涯学習情報の提供と学習機会の充実 <b>重点</b>
	④3 生涯学習施設・設備の整備
	④4 図書館運営の充実 <b>重点</b>
(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	④5 スポーツの推進 <b>重点</b>
	④6 スポーツ施設・設備の整備
(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	④7 文化財の調査、保護・活用 <b>重点</b>

## 基本方針5 教育財産の有効活用の推進

市が保有する公共施設の総延床面積は、令和3年3月末現在、152,397.17㎡で、そのうち、学校教育系施設の延床面積の合計は93,116.73㎡となっており、全体の半数以上となる61.1%を占めています。また、社会教育・文化施設についても、全体の12.9%を占めています。このことから、市が保有する財産を最大限活用する上で、教育財産の有効活用は大変重要な要素となっていることがうかがえます。

教育財産の有効活用については、様々な用途が考えられる学校施設を中心に、余裕教室の活用や校庭・屋内運動場の開放、長寿命化対策など、多様な視点に立って積極的な活用を推進します。

基本施策	具体的施策
教育財産の有効活用の推進	④8 新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
	④9 校庭・屋内運動場開放の推進
	④0 生涯学習施設・設備の整備

## 組織の総合力を生かした教育行政の推進

多様化する教育課題に対応するため、教育委員会だけではなく、市長部局等との横の連携を強化するとともに、教育に関係する様々な組織との関係性を密にし、武蔵村山市全体の組織の総合力を生かした教育行政を推進していきます。

具体的施策	主要施策・主要事業名
<b>(1) 教育委員会と関係機関との連携強化</b>	
① 教育委員会と市長部局等との連携	教育委員会と市長部局等との連携
	総合教育会議の実施
② 関係機関との連携	市長部局等が所管する各講座の受講
	児童生徒等に関連する各事業の連携
<b>(2) 開かれた教育委員会</b>	
③ 教育委員会会議の透明化	教育委員会会議の充実

## 計画の点検・評価

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表しています。

本計画の進行管理に当たっては、当該事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果を活用するとともに、必要に応じて施策・事業の見直しなどに生かします。

### 武蔵村山市教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策の大綱 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 (令和4年度～令和8年度)

概要版

発行年月／令和4年3月

発行／武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会

編集／武蔵村山市企画財政部企画政策課

武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市ホームページ

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱  
武蔵村山市第三次教育振興基本計画

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/1004955/1014580.html>